

○妊娠

・概要

- (1) 妊娠に起因する障害のため勤務に服することが困難な場合において14日以内取得することができる休暇制度である。(妊娠障害休暇)
- (2) 母性の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦である職員が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を保証する休暇制度である。(妊産婦検診休暇)
- (3) 妊娠中の職員において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に影響がある場合に、その緩和に必要な時間を保証する休暇制度である。(通勤緩和休暇)
- (4) 女子教員の母体の保護・学校教育の円滑な実施の確保を目的とし、妊娠により体育実技を行うことが困難な女子教員を補助して体育実技を行うために、福島県教育委員会が市町村の設置する小・中学校に非常勤講師を派遣する。

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4の2
- (4) 母子保健法第10、13条
- (5) 福島県市町村公立小中学校妊娠女子教員の体育実技の負担軽減措置に係る派遣職員要綱
(平成14年4月9日付 14教振第221号教育庁通知)

・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
妊娠障害休暇	承認願(その都度)	学校(職員の場合)	(1) 休暇(欠勤)願 ※ 母子健康手帳等を呈示 ※ 所属長は、その職員のプライバシーの保護に十分注意すること
妊産婦健診休暇		地教委(校長の場合)	(1) 休暇(欠勤)願 ※ 母子健康手帳等を呈示 ※ 所属長は、その職員のプライバシーの保護に十分注意すること
通勤緩和休暇			(1) 通勤緩和休暇願 ※ 母子健康手帳等を呈示 ※ やむを得ない理由であらかじめ承認を受けることができないときは、その旨連絡し、事後速やかに校長(校長にあっては教育長)の承認を受ける ※ 所属長は、その職員のプライバシーの保護に十分注意すること
変更	その都度		(1) 通勤緩和休暇願 ※ 請求の期間欄へ変更する内容を記載のうえ、願い出る

通勤緩和休暇	その都度	(1) 通勤緩和休暇願（裏面） ※ 申請した「年月日・時間」のうち一部を取消したい場合は、その取消したい「年月日・時間」を記入する
	速やかに途中終了	(1) 通勤緩和休暇終了届（様式任意） ※ 期間の中途において通勤緩和休暇を必要としなくなった場合
妊娠中の体育実技負担軽減	学校 派遣職員の派遣日14日前まで	(1) 妊娠中の体育実技負担軽減願(本人) 添付書類 医師又は助産師の出産予定証明書 ※ 市町村立小・中学校における体育実技の授業担当女子教員で、妊娠により体育実技を行うことが困難な場合 ※ 小学校にあつては、同一校又は隣接市町村において対象教員が2名以上あり、かつ対象教員の妊娠期間の重複が、長期休業中を除き、引き続き1か月以上に及ぶ場合に限る
	地教委	(1) 妊娠中の体育実技負担軽減申請書 4部作成3部提出 添付書類 ① 妊娠中の体育実技負担軽減願 ② 医師又は助産師の出産予定日の証明書（写） ※ 対象教員の妊娠判明時から産前休暇開始日の前日までの期間において申請できる ※ 対象教員は、派遣職員の任用により職専免になるのではなく、派遣職員に必要な指示を与えて体育実技に係る指導をさせながら授業を行う
職務に専念する義務の免除	地教委（校長の場合）	【参考事項】 職務に専念する義務の免除が認められているもの (1) 妊娠中の職員が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められている場合に適宜休憩する時間 (2) つわり等により食事が定期的に取りれない場合等にあつて、補食するのに必要な時間 ① 正規の勤務時間の始めから連続する時間以外の時間で必要な時間とされる ② 保健指導又は健康診査に基づく医師等の具体的な指導事項等により判断して承認される ③ 休暇(欠勤)願に母子健康手帳等を呈示して承認を得る

以下余白